

条例第 16 号

宇和島市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 25 日

宇和島市長

岡原文彰

宇和島市特別職の職員で常勤のもの給与に関する条例の一部を改正する条例

宇和島市特別職の職員で常勤のもの給与に関する条例（平成17年条例第48号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正前 | | 改正後 | |
|------------------------|-----------------|------------------------|-----------------|
| 別表（第3条関係） 特別職の職員給料表 | | 別表（第3条関係） 特別職の職員給料表 | |
| 職員 | 給料月額 | 職員 | 給料月額 |
| 市長 | <u>855,000円</u> | 市長 | <u>908,000円</u> |
| 副市長 | <u>678,000円</u> | 副市長 | <u>695,000円</u> |
| 教育長 | <u>597,000円</u> | 教育長 | <u>597,000円</u> |

附 則

この条例は、次の宇和島市長の選挙により選挙される宇和島市長の任期が始まる日から施行する。